

お客様各位

各保険会社よりお知らせです。

新型コロナウイルス感染症による「みなし入院」の入院給付金等のお支払い対象について

【2022年9月26日（月）からのお取り扱い】

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられたお客様に、心よりお見舞い申し上げます。

各保険会社では、新型コロナウイルス感染症に罹患し、医療機関の事情などにより自宅での療養、または病院等と同等みなされる施設で治療を受けられた場合（以下、「みなし入院」）についても、入院給付金のお支払いの対象とする特別取り扱いを実施しております。

今般、政府より、新型コロナウイルス感染症に係る発症届の対象を高年齢者等の「重症化リスクの高い方」に限定することが全国一律で実施される方針が示されました。これを受け、2022年9月26日（月）以降は、以下の通り、「みなし入院」での入院給付金のお支払い対象を変更いたします。

【みなし入院による入院給付金のお支払い対象】

2022年9月26日（月）以降、新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、以下の重症化リスクが高い方が対象となります。

<重症化リスクの高い方>

- 65歳以上の方
- 入院を要する方
- 重症化リスクがあり、新型コロナウイルス治療薬の投与または新型コロナウイルス罹患により酸素投与が必要な方
- 妊娠されている方

※2022年9月25日（日）以前に新型コロナウイルス感染症と診断された方につきましては、2022年9月26日（月）以降にご請求いただいた場合でも、重症化リスクの高い方に限定せず、各保険会社が定める条件に該当した場合は、みなし入院のお支払い対象となります。

尚、この度の変更の背景については、生命保険協会のHPに掲載しております。

ご確認ください。URL <https://www.seiho.or.jp/>

また、ご不明な点などがございましたら、弊社「お客様カスタマーセンター」までお問い合わせください。

お客様カスタマーセンター電話番号 0800-8006-929

何卒宜しく願い申し上げます。